

## 香川県条例第23号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県税事務手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 県税事務手当の額は、従事した日1日につき<u>770円</u>とする。</p> <p>(航空機搭乗業務手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務（訓練業務を除く。）に従事した時間がある場合の航空機搭乗業務手当の額は、前項に定める額に、当該業務に従事した時間1時間につき570円（第2号に掲げる業務（人事委員会の定めるものに限る。）が日没から日出までの間において行われた場合にあっては、855円）を加算した額とする。ただし、1の月の加算額の総額は、45,600円を超えることができない。</u></p> <p>(1) <u>100キロメートル以上にわたる海上搜索</u></p> <p>(2) <u>回転翼航空機による高度100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上搜索、ホバリングをして行う吊り上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務（前号に掲げる業務を除く。）</u></p> <p>(3) <u>特別の危険空域を飛行して行う業務で人事委員会が前2号の業務に準ずると認めるもの</u></p> <p>4 第1項に規定する業務のために、飛行中の回転翼航空機から降下した日がある場合におけるその日の属する月の航空機搭乗業務手当の総額は、<u>前</u></p>	<p>(県税事務手当)</p> <p>第3条 県税事務手当は、総務部税務課又は県税事務所に勤務する職員が納税義務者、滞納者等に対して行う県税の賦課又は徴収に関する事務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 県税事務手当の額は、従事した日1日につき<u>670円</u>とする。</p> <p>(航空機搭乗業務手当)</p> <p>第7条 航空機搭乗業務手当は、職員が航空機に搭乗し、大気又は海洋の汚染状況の調査、災害時における救助活動その他人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 航空機搭乗業務手当の額は、搭乗した時間1時間につき1,900円とする。</p> <p>3 第1項に規定する業務のために、飛行中の回転翼航空機から降下した日がある場合におけるその日の属する月の航空機搭乗業務手当の総額は、<u>前</u></p>

2項の規定により得られる額にその降下した日1日につき870円を加算した額とする。

(社会福祉業務手当)

第10条 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 児童の福祉に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合 従事した日1日につき900円(業務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))又は週休日等(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日、同条例第9条の3第1項に規定する超勤代休時間又は同条例第10条に規定する休日(同条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)をいう。以下同じ。))において行われた場合にあっては、1,350円)

イ その他の場合 従事した日1日につき510円

(精神保健福祉業務手当)

第11条 略

項の規定により得られる額にその降下した日1日につき870円を加算した額とする。

(社会福祉業務手当)

第10条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1)・(2) 略

(3) 子ども女性相談センター又は障害福祉相談所に勤務する職員が面接して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事した場合(前号に掲げる場合を除く。)

2 社会福祉業務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる場合 従事した日1日につき510円

(精神保健福祉業務手当)

第11条 精神保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 精神保健指定医である職員が精神障害の有無又は精神障害のため入院を必要とするかどうかの判定の業務に従事した場合

(2) 健康福祉部、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事した場合

(3) 保健所又は精神保健福祉センターに勤務する心理判定員、精神保健福祉相談員又は保健師が精神障害者の社会復帰に関する相談又は援助の

2 精神保健福祉業務手当の額は、従事した日1日につき330円（業務が深夜又は週休日等において行われた場合にあっては、495円）とする。

（結核患者訪問手当）

第12条 略

2 結核患者訪問手当の額は、従事した日1日につき290円とする。

（家畜保健衛生業務手当）

第19条 略

- (1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師又は家畜防疫員
- (2) 略

2 略

（用地交渉等業務手当）

第21条 略

2 用地交渉等業務手当の額は、従事した日1日につき650円（業務が深夜において行われた場合にあっては、975円）とする。

（特殊現場作業手当）

第22条 略

- (1) 略
- (2) 道路、河川の堤防、ため池等で人事委員会規則で定めるもののうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある箇所又

業務に従事した場合

2 精神保健福祉業務手当の額は、従事した日1日につき290円とする。

（結核患者訪問手当）

第12条 結核患者訪問手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第53条の14の規定により訪問して行う指導の業務に従事したときに支給する。

2 結核患者訪問手当の額は、従事した日1日につき230円とする。

（家畜保健衛生業務手当）

第19条 家畜保健衛生業務手当は、次に掲げる職員が家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項に規定する業務に従事したときに支給する。

- (1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師
- (2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）の発生を予防し、若しくはまん延を防止するため緊急の必要がある場合に特に命ぜられ、又は同法第48条の2第1項の規定による要請に応じて派遣された家畜防疫員（前号に掲げる職員を除く。）

2 家畜保健衛生業務手当の額は、従事した日1日につき880円とする。

（用地交渉等業務手当）

第21条 略

2 用地交渉等業務手当の額は、従事した日1日につき650円（業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われた場合にあっては、975円）とする。

（特殊現場作業手当）

第22条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 略
- (2) 道路、河川の堤防、ため池等で人事委員会規則で定めるもののうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある箇所又

は発生した箇所において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務（次号に掲げる業務を除く。）

(3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業その他人事委員会規則で定める業務（給与条例第15条の2第1項に規定する災害派遣手当に相当する手当が支給される日におけるものを除く。）

(4)～(8) 略

(9) 略

(10) 家畜伝染病のうち、人事委員会規則で定める伝染性疾病に関して行う家畜伝染病予防法第5条第3項の規定による検査の業務

(11) 略

2 略

(1) 略

(2) 略

ア 巡回監視の業務に従事した場合 従事した日1日につき710円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,065円）

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した場合 従事した日1日につき1,080円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,620円）

(3) 前項第3号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき1,080円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,620円）

(4) 前項第4号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

(5) 前項第5号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

(6) 前項第6号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

は発生した箇所において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務

(3)～(7) 略

(8) 家畜伝染病のうち、人事委員会規則で定める伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業

(9) 略

2 特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる業務に従事した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 巡回監視の業務に従事した場合 従事した日1日につき480円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、720円）

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した場合 従事した日1日につき730円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,095円）

(3) 前項第3号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

(4) 前項第4号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

(5) 前項第5号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき300円

(7) 前項第7号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき  
560円

(8) 前項第8号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき  
290円

(9) 前項第9号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき  
400円 (心身に著しい負担を与えると認められる業務として人事委員会  
規則で定めるものにあつては、1,100円)

(10) 前項第10号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき  
400円 (業務が深夜又は週休日等において行われた場合にあつては、  
600円)

(11) 前項第11号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき  
300円

(併給禁止)

第24条 家畜保健衛生業務手当が支給される日においては、第22条第1項第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は、支給しない。

2 家畜保健衛生業務手当と第22条第1項第9号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当とが支給されることとなる日においては、第19条第2項及び第22条第2項第9号の規定により算定した額のいずれか低い額の特殊勤務手当は、支給しない。

3 第22条第1項第9号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当と同項第10号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当とが支給されることとなる日においては、同条第2項第9号及び第10号の規定により算定した額のいずれか低い額の特殊現場作業手当(当該算定した額が同額である場合にあつては、同条第1項第9号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当)は、支給しない。

#### 4 略

#### 附 則

(特定新型インフルエンザ等に係る特殊現場作業手当の特例)

10 第22条に定めるもののほか、職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。))をいう。)から県民の生命及び健康を保護するた

(6) 前項第6号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき  
560円

(7) 前項第7号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき  
290円

(8) 前項第8号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき  
400円

(9) 前項第9号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき  
300円

(併給禁止)

第24条 家畜保健衛生業務手当が支給される日においては、第22条第1項第7号及び第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は、支給しない。

#### 2 略

#### 附 則

(特定新型インフルエンザ等に係る特殊現場作業手当の特例)

10 第22条に定めるもののほか、職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。))をいう。)から県民の生命及び健康を保護するた

めに行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊現場作業手当を支給する。この場合においては、第22条第1項第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は支給しない。

めに行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊現場作業手当を支給する。この場合においては、第22条第1項第7号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は支給しない。

(令和2年度鳥インフルエンザに係る家畜保健衛生業務手当の特例)

12 第19条第1項に規定する業務であって令和2年度鳥インフルエンザ（令和2年11月5日から令和3年3月31日までの間に県内で発生した家畜伝染病予防法第2条第1項の表24の項に規定する高病原性鳥インフルエンザ又は同表25の項に規定する低病原性鳥インフルエンザをいう。以下同じ。）のまん延を防止するための緊急の必要があるものに従事した日における家畜保健衛生業務手当の額については、第19条の規定にかかわらず、2,000円とする。

(令和2年度鳥インフルエンザに係る特殊現場作業手当の特例)

13 第22条第1項第8号に掲げる業務であって令和2年度鳥インフルエンザのまん延を防止するための緊急の必要があるものに従事した日における同号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当の額については、同条の規定にかかわらず、2,000円とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。